

「⑧ 給与支払報告書（総括表）」の記載要領



佐世保市役所 市民税課 市民税第二係
Tel 0956-24-1111（内線 2209・2210・2215）

令和7年中に給与・賃金などを支払った法人及び個人事業主の方は、従業員の皆さまから提出される「基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・特定親族特別控除申告書・所得金額調整控除申告書」「扶養控除等申告書」「保険料控除申告書」等に基づいて、下記により提出をお願いします。

1. 提出物 ○給与支払報告書（総括表） 1部
○給与支払報告書（個人別明細書） 各1部
必ず「⑧給与支払報告書（令和7年分）」様式を使用のこと
○普通徴収理由書 1部
*特別徴収できない受給者がある場合のみ

2. 提出先 〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号
佐世保市役所 市民税課 市民税第二係

3. 提出期限 令和8年2月2日（月）（必着）

4. 提出していただく給与所得者の範囲

令和8年1月1日現在、佐世保市に居住の方で、令和7年中における給与受給者全員。なお、次の方も対象となりますのでご注意ください。

- 確定申告をされる予定の方
○年内給与収入が2000万円超の方
○役員報酬・パート・アルバイト・乙欄該当者
○年末調整未済の方・中途退職された方

5. 提出方法 紙またはeLTAX

※給与支払報告書は、基準年（前々年）に税務署へ提出した給与の源泉徴収票の枚数が100枚以上であった場合は、eLTAXによる提出が義務化されています。

6. 提出時のマイナンバーの確認

個人事業主の方が、マイナンバーを記載した給与支払報告書を提出の場合は、マイナンバー確認・本人確認書類の提示が必要です。

- （マイナンバー確認書類）
○マイナンバーカード
○住民票（マイナンバーの記載があるもの） など

- （本人確認書類）
○マイナンバーカード ○免許証 ○パスポート など

- （代理人が持参する場合）
○委任状または税務代理権限証書
同一世帯の親族が持参する場合のみ代理人の免許証のみで可。

総括表 記載例

「個人番号」「法人番号」
の記載が必要です



⑧ 給与支払報告書（総括表） 令和 年 月 日提出

佐世保市長宛

給与支払者の個人番号 又は法人番号（右詰）	7234567890123	指 定 番 号	912345678
事業種目	建設業	受給者総人員 （他市町村の受給者書）	45人
フリガナ		報告人員	30人
給与支払者の 名称又は氏名	株式会社 SASEBO	報 告 特 別 徴 収	20人
同上の所在地	〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 ○×ガーデンビル2階	普通徴収対象者 （退職者）	5人
連絡者の 氏名・所属 ・電話番号	所属 総務 氏名 佐世保太郎 電話（0956）24-1111 内線（****）	普通徴収対象者 （退職者を除く）	5人
関与税理士 会計事務所 等の名称	△△税理士事務所 担当者 ○○ 電話（000）000-0000 内線（****）	給与の支払方法 及びその期日	月給毎月25日
備考		特別徴収 納入書の送付	必要・不要
※佐世保市 記入欄		※受付印	
		※前職記載	有・無

★ 特別徴収できない受給者がいる場合は、別紙「普通徴収理由書」の提出が必要です。（給与少額は1,065,000円以下）

普通徴収理由書

佐世保市長宛

この用紙以降の者は、下記理由で特別徴収できないため、普通徴収として提出します。

略号	理由	人数
	退職者・乙欄該当者 （個人別明細書内、中途就・退職欄もしくは乙欄に記入）	5人
	受給者総人員が2人以下 （受給者総人員＝1月1日現在給与の支払を受ける者の人数）	人
A	休職者・退職予定者	2人
B	個人事業の事業専従者 （給与支払者が個人事業主の場合のみ該当）	人
C	他事業所で特別徴収	人
D	給与の支払期間が不定期・ 給与少額（1,065,000円以下）	3人
普通徴収理由書 合計人数		10人

※ 上記理由に該当する者の人数をそれぞれ記載してください。
また、上記理由のA～Dに該当する場合は、該当の個人別明細書の摘要欄に、当該記号（A～D）を必ず記載してください。

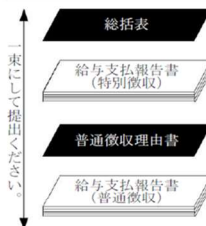
～重要～

▼ この理由書を普通徴収対象者の個人別明細書の表紙として、特別徴収と普通徴収を仕分けして提出してください。

▼ 「給与支払者の名称又は氏名」を記載してください。

▼ 原則として、上記以外の理由での普通徴収は認められません。

提出時の注意点について



1. 総括表について

- 「佐世保市作成の総括表」を使用のこと。
○ 給与支払者の個人番号又は法人番号を必ず記載してください。
○ 印字内容（社名や所在地、書類送付先等）に変更がある場合は、朱書きで訂正してください。
○ 普通徴収対象者については、退職者の合計と退職者を除いた合計をそれぞれ記載してください。
○ 特別徴収納入書の送付については、「必要」・「不要」のどちらかに必ず○をつけてください。

2. 普通徴収理由書について

原則として、個人住民税の特別徴収（給与天引き）の対象は、全ての従業員となっています。ただし、「受給者総人員が2人以下」、「従業員が個人事業主の専従者」等、一定の理由に該当する場合は、普通徴収（個人自身で納付）にすることができます。

個人別明細書の摘要欄に、該当する略号（A～D）を必ず記載してください。

※本理由書の後に普通徴収の個人別明細書をつけてください。

※本理由書の提出がない場合、「一定の事由」と認められない場合は、普通徴収希望であっても、特別徴収として課税されます。

「⑧ 給与支払報告書（個人別明細書）」の記載上の注意

その他詳細は、国税庁「令和7年分 年末調整のしかた」及び「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。（国税庁のHPからダウンロードが可能です）

①住所欄 必ず記載してください。

給与受給者の令和8年1月1日（中途退職者は退職時）現在の住所（本人確認のうえ、番地・方書まで詳細に。）
*本市居住者のみ提出のこと。

④特定親族特別控除額記入欄

該当者がいる場合は記載
※特定親族控除ではありません。

⑤摘要欄

- 5人目以降の控除対象扶養親族等（または16歳未満の扶養親族）の氏名
※16歳未満の扶養親族は氏名の後に（年少）と記載
- 同一年計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者・特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には配偶者氏名
※氏名の後に（同配）と記載
- 前職情報
前職（他社）分の給与等を合算して年末調整を行っている場合は、**二重合算を防ぐため**、必ずその支払者名、所在地、退職日、給与支払額、社会保険料額、源泉徴収税額
***前職情報の記載がない場合は、他社支払分を含んでいないものとして取り扱います。**
- 乙欄該当者の方で特別徴収可能な方は「特別徴収」と記載
- 普通徴収理由書の理由により特別徴収できない場合は、理由の略号（A～D）を**必ず**記載
- 所得金額調整控除の適用がある場合
※氏名の後に（調整）と記載
※対象者の名前が扶養親族欄に記載されている場合は記載を省略できます。

⑩（源泉・特別）控除対象配偶者・扶養親族等記入欄

配偶者控除・配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族等、16歳未満の扶養親族の氏名及びマイナンバー
※5人以上の控除対象扶養親族等（または16歳未満の扶養親族）がある場合は、「右端の5人目以降…」内に、「摘要」欄記載の者のマイナンバー
***マイナンバーは必ず記載。**
該当者がいる場合は「区分」欄も必ず記載。
（詳細は国税庁HPをご参照ください）

8

給与支払報告書（個人別明細書）

個人別明細書

（市区町村提出用）

※ 区分										※ 種別										※ 整理番号										※																			
住所 長崎県佐世保市八幡町1番10号										（受給者番号） （個人番号） 1111 2222 3333 （役職名） 営業課長 （フリガナ） サセボ タロウ 氏名 佐世保 太郎																																							
種別 給与・賞与										支払金額 内 5,600,000 円										給与所得控除後の金額 （調整控除後） 4,040,000 円										所得控除の額の合計額 2,183,000 円										源泉徴収税額 0 円									
（源泉）控除対象配偶者の有無等 老人 配偶者（特別）控除の額 380,000 円 特定 老人 その他 特親 16歳未満扶養親族の数 1 人 障害者の数（本人を除く。） 特別 その他										控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。） 特定 老人 その他 特親 16歳未満扶養親族の数 1 人 障害者の数（本人を除く。） 特別 その他										16歳未満扶養親族の数 1 人 障害者の数（本人を除く。） 特別 その他										非居住者である親族の数																			
特定親族特別控除の額 610,000 円										社会保険料等の金額 420,000 円										生命保険料の控除額 93,000 円										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額 92,850 円									
（摘要） 前職 高砂商店 佐世保市新港町8-1 R7.5.31退職（支払額）1,800,000円（社会保険料）125,000円（源泉徴収）30,014円																																																	
生命保険料の金額の内訳 新生命保険料の金額 円 旧生命保険料の金額 120,000 円 介護医療保険料の金額 円 新個人年金保険料の金額 円 旧個人年金保険料の金額 72,000 円										住宅借入金等特別控除の適用状況 住宅借入金等特別控除適用回数 1 回 居住開始年月日（1回目） 27 年 10 月 1 日 住宅借入金等特別控除区分（1回目） 住 住宅借入金等年末残高（1回目） 20,000,000 円										住宅借入金等特別控除の適用状況 住宅借入金等特別控除適用回数 200,000 円 居住開始年月日（2回目） 年 月 日 住宅借入金等特別控除区分（2回目） 住 住宅借入金等年末残高（2回目） 円										国民年金保険料等の金額 基礎控除の額 680,000 円 所得金額調整控除額 円																			
（源泉・特別）控除対象配偶者 フリガナ サセボ ハナコ 区分 配偶者の合計所得 420,000 円 氏名 佐世保 花子 個人番号 2222 3333 4444										国民年金保険料等の金額 基礎控除の額 680,000 円 所得金額調整控除額 円										旧長期損害保険料の金額										5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号																			
1 控除対象扶養親族等 フリガナ サセボ シロウ 区分 20 氏名 佐世保 次郎 個人番号 3333 4444 5555										1 6歳未満の扶養親族 フリガナ 氏名 個人番号										5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																													
2 フリガナ 氏名 個人番号										2 フリガナ 氏名 個人番号																																							
3 フリガナ 氏名 個人番号										3 フリガナ 氏名 個人番号																																							
4 フリガナ 氏名 個人番号										4 フリガナ 氏名 個人番号																																							
未成年者 外国人 死亡退職 災害者 乙欄 本人が障害者 特別 その他 寡婦 ひとり親 勤労学生										中途就・退職 就職 退職 年 月 日 元号 年 月 日										受給者生年月日 元号 年 月 日																													
支払者 個人番号又は法人番号 12345 6789 0123 住所（居所）又は所在地 佐世保市八幡町1番10号○×ガーデンビル2階 氏名又は名称 株式会社 SASEBO ※押印不要！（電話）0956-xx-xxxx																																																	

⑪中途就・退職欄

令和7年中に中途就職又は退職の場合は、いずれかの欄に○印をつけ、その年月日を記載
※退職者でも記載がないと、「在職扱い」となり特別徴収となります。
※同一年に就職・退職した場合は退職日のみ

②個人番号欄

給与受給者のマイナンバー

③氏名欄

氏名及び役職名・職務の名称 氏名・フリガナは必ず記載

⑥非居住者記入欄

扶養親族のうち、国外居住者の人数を記載
扶養親族記入欄の区分にも記載

⑦生命保険料の金額の内訳

「保険料控除申告書」より該当する欄へ内訳
※控除額ではなく支払額を記入のこと。

⑧住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除の適用がある場合、居住開始年月日・住宅借入金等特別控除可能額など

⑨配偶者の合計所得ほか

- 配偶者の合計所得
配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けた場合、配偶者の前年中の合計所得金額
※収入額ではありません。
- 国民年金保険料等の金額
社会保険料控除のうち、国民年金保険料等の金額
- 旧長期損害保険料の金額
地震保険料控除のうち、旧長期損害保険料支払額
- 基礎控除の額
合計所得金額に応じた金額を記入
- 所得金額調整控除
適用がある場合

⑫生年月日 必ず記載してください

元号は漢字で

eLTAX ホームページ
動画コーナー



特別徴収税額通知の電子化
特設ページ

